〇総務省告示第八十四号

告 定 成 す 示 地 + に 方 る ょ 等 兀 税 る 年 \mathcal{O} 法 改 件 総 務 正 昭 後 省 \mathcal{O} 和 告 \mathcal{O} 亚 部 示 + 第 成 を 五. 次 八 年 + 号 \mathcal{O} 法 兀 ょ 律 う 年 地 第二百二十六号) 総 に 方 税 務 改 法 省 正 第三 告 L 示 第 令 百 八 八 和 号 + 七 第三百八 第 年 九 度 条 号 分 第 3 \mathcal{O} + (10)固 項 九 第 は 定 条 令 資 第 和 号 産 兀 税 \mathcal{O} 項 年 償 か 第 度 5 却 分 資 適 号 \mathcal{O} 用 産 \mathcal{O} す 古 \mathcal{O} 規 う 定 る。 定 資 5 に 産 船 た 基 だ 税 舶 づ か 以 5 外 き、 適 を 指 平 用 \mathcal{O}

令和七年三月二十四日

総

務

大

臣

村

上

誠

郎

す

る。

線 定 次 \mathcal{O} 象 は 規 を \mathcal{O} \mathcal{O} 付 下 表 定 لح に L 線 れ L た を ょ り、 7 規 付 を 定 移 削 L り、 た 動 改 以 部 正 し 改 下 分 前 正 改 \mathcal{O} 欄 後 対 ょ に 正 欄 う 掲 象 前 欄 に げ 12 規 定 る 掲 に 改 げ 規 掲 \Diamond 定 る げ لح 対 る 改 7 \mathcal{O} う。 下 象 対 正 線 規 象 前 規 欄 定 を で 付 は 定 及 改 で び L た 正 改 改 改 前 部 正 正 正 後 分 欄 後 前 欄 欄 欄 を に ک に に に ک れ れ 掲 対 12 応 げ に れ 対 に 順 る L 応 対 7 次 対 す 象 掲 対 応 げ る す 規 応 す る 定 る ŧ を そ る \mathcal{O} 4 改 改 を \mathcal{O} \mathcal{O} 掲 を 正 標 正 げ 撂 後 記 後 7 欄 げ 欄 部 分 に 1 7 に な に 撂 掲 1 げ 1 な げ ŧ る 重 る 11

ŧ

 \mathcal{O}

は

れ

を

加

え

る。

下

対

規

改 正 後		改正前	
一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両		一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産1 次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	
所 有 者	価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等		価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等
	を決定する道府県知事		を決定する道府県知事
[(1)~(51) 略]	_	[(1)~(51) 同左]	_
(52) <u>株式会社JR東海交通事業</u> (城北線を走行するものに限る。) 「(53)~(81) 略]	同	(52) <u>株式会社東海交通事業</u> (城北線を走行するものに限る。) 「(53)~(81) 同左]	同
[(53)~(81) 畸] [2 略]		[2 同左]	
3 次に掲げる登録記号の航空機		3 次に掲げる登録記号の航空機	
	価格等並びに 配分市町村及		価格等並びに 配分市町村及
登 録 記 号	び配分価格等 を決定する道 府県知事		び配分価格等 を決定する道 府県知事
[(1)~(8) 略]		[(1)~(8) 同左]	
<u>(9)</u> JA201D	沖縄県知事	[新設]	
(<u>10)</u> JA202D	同	[新設]	
二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産		二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	
[1 略]			
2 次に掲げる登録記号の航空機		2 次に掲げる登録記号の航空機	
登 録 記 号 [(1)~(59) 略]		登 録 記 号 [(1)~(59) 同左]	
(60) JAO8WJ		L(1)~(59) 向左] 「新設]	
<u> </u>		(60)~(223) [同左]	
(225) JA29MC		[新設]	
<u>(226)</u> ∼ <u>(294)</u> [略]		<u>(224)</u> ~ <u>(292)</u> [同左]	
<u>(295)</u> JA605A		[新設]	
<u>(296)</u> · <u>(297)</u> [略] <u>(298)</u> <u>J A 6 0 7 A</u>		<u>(293)</u> ・ <u>(294)</u> [同左] [新設]	
<u>(299)</u> ∼ <u>(634)</u> [略]		<u>(295)</u> ~ <u>(630)</u> [同左]	
[削る]		(<u>631)</u> JA985A	

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。